

千葉県報

定例

令和7年7月4日

第14055号

主 告 示 要 目 次

地方自治法に基づく指定納付受託者の指定
土砂災害警戒区域の指定

土砂災害警戒区域の指定の全部解除

土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除

土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除

公安委員会告示

警備員指導教育責任者講習の実施（二件）

海区漁業調整委員会指示

千葉海区漁業調整委員会指示第二百四十九号

建設業法に基づく処分

公 告

千葉県告示第三百七十三号

千葉県告示第三百七十四号							
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。							
なお、同項の規定により令和六年千葉県告示第六百四十七号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。							
令和七年七月四日							
千葉県知事 熊谷俊人							
一 指定に係る区域							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域の名称</th> <th>指定の区域</th> <th>土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大山野二四</td> <td>君津市大山野、皿引及び宮下の区域 のうち、次の図面に示す区域</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </tbody> </table>		区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	大山野二四	君津市大山野、皿引及び宮下の区域 のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類					
大山野二四	君津市大山野、皿引及び宮下の区域 のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊					
（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）							
二 指定の解除に係る区域							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域の名称</th> <th>指定の区域</th> <th>土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大山野二四</td> <td>君津市大山野、皿引及び宮下の区域 のうち、次の図面に示す区域</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </tbody> </table>		区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	大山野二四	君津市大山野、皿引及び宮下の区域 のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類					
大山野二四	君津市大山野、皿引及び宮下の区域 のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊					
（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）							
令和七年七月四日							
千葉県告示第三百七十五号							
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、平成二十四年千葉県告示第二百三十三号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。							
令和七年七月四日							
千葉県知事 熊谷俊人							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域の名称</th> <th>指定の区域</th> <th>土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根戸一</td> <td>柏市根戸の区域のうち、次の図面に示す区域</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </tbody> </table>		区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	根戸一	柏市根戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類					
根戸一	柏市根戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊					
（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び柏土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）							

合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4 (5) に該当する者

合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 受講手数料等

受講手数料

23,000円

イ

納入方法

現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入する。

8 講習に関する問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備業係 電話043(201)0110

千葉海区漁業調整委員会指示

千葉海区漁業調整委員会指示第二百四十九号

千葉県海面における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第一百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和七年七月四日

千葉海区漁業調整委員会会長 石井 春人

第一次の1から3までの区域内において、船舶を使用する遊漁のまき餌釣りは行つてはならない。

1 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 天面漁港合せ灯標柱

イ 北緯三五度三分五〇秒、東経一四〇度五分二〇秒の点

ウ 北緯三五度四分一〇秒、東経一四〇度六分の点

エ 鴨川市天面と同市太海との境界標柱

2 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 漁業権基点南七十三号(鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱)

イ 北緯三五度六分一〇秒、東経一四〇度一二分四〇秒の点

ウ 北緯三五度六分一〇秒、東経一四〇度一四分二〇秒の点

エ 北緯三五度六分五〇秒、東経一四〇度一五分五〇秒の点

オ 北緯三五度六分五〇秒、東経一四〇度一七分四〇秒の点

カ 北緯三五度七分一〇秒、東経一四〇度一八分一〇秒の点

キ 北緯三五度七分二〇秒、東経一四〇度一九分五〇秒の点

ク 北緯三五度七分、東経一四〇度一九分四〇秒の点

ケ 北緯三五度七分一〇秒、東経一四〇度二〇分三〇秒の点

コ 北緯三五度七分二〇秒、東経一四〇度一〇分五〇秒の点

サ 北緯三五度七分五〇秒、東経一四〇度二一分一〇秒の点

シ 北緯三五度八分三〇秒、東経一四〇度二三分の点

ス 北緯三五度九分五〇秒、東経一四〇度二一分一〇秒の点

セ 北緯三五度一〇分、東経一四〇度二一分五〇秒の点

ソ 北緯三五度九分五〇秒、東経一四〇度二二分四〇秒の点

タ 北緯三五度一一分、東経一四〇度二四分四〇秒の点

チ 漁業権基点南七十九号の一(夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱)

3 外川漁港東防波堤灯台中心点から半径一二海里以内の千葉県海面のうち、次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線以東の区域

ア 北緯三五度四一分五三秒、東経一四〇度四五分四〇秒の点(磯見川河口中心点)

イ 北緯三五度三九分四〇秒、東経一四〇度四七分四〇秒の点

ウ 北緯三五度三九分一〇秒、東経一四〇度四四分一〇秒の点

エ 北緯三五度二九分五〇秒、東経一四〇度四八分五〇秒の点

二 船舶を使用して遊漁のまき餌釣りをする場合のまき餌使用量の基準は、次のとおりとする。ただし、当該まき餌の使用に当たっては、基準内の量を使用する場合であつても必要最小限の量としなければならない。

1 南房総市大房岬突端と神奈川県三浦市剣崎灯台中心点とを結んだ線以北の海面においては、一人一日当たり三キログラム以内

2 1以外の海面においては、一人一日当たり五キログラム以内

三 船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りをする場合は、当該まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあっては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。

四 この指示の有効期間は、令和七年八月一日から令和八年七月三十一日までとする。

千葉海区漁業調整委員会指示第二百五十号

千葉県海面におけるがざみ類の採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第一百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和七年七月四日

千葉海区漁業調整委員会会長 石井 春人

一 採捕の制限

千葉県海面(二に掲げる区域に限る。)においては、令和七年九月一日から十一月三